

平成30年3月1日

入札参加資格登録をされている皆様へ

大阪府都市整備部

## 新たな「公共工事設計労務単価」等の適用について（お知らせ）

国土交通省より、平成30年3月から適用する新たな「公共工事設計労務単価」、  
「設計業務委託等技術者単価」、「機械電気設備工事関係労務単価」及び「機械電気  
設備点検整備等業務関係労務単価」が示されました。大阪府都市整備部では、下記の  
とおり新たな労務単価を適用することとしましたので、お知らせします。

応札価格の決定のための御見積りに際しては十分ご留意願います。なお、平成30  
年3月31日までに新たな公共工事設計労務単価等の通知を行わない限り、平成30  
年4月1日以降もこの単価を引き続き適用します。

単価の詳細については、以下のホームページよりご確認ください。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4811/00055876/H3003\\_ROUMUTANKA.pdf](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4811/00055876/H3003_ROUMUTANKA.pdf)

### 記

- 測量、地質調査、設計コンサルタント、調査、計画業務、役務業務（設計業務委託  
等技術者単価、機械電気設備点検整備等業務関係労務単価を使用して積算する案件）
  - ・平成30年3月1日以降公告案件より新労務単価を適用
- 工事、役務業務（工事の積算基準による案件）
  - ・平成30年3月13日以前に公告する案件は旧労務単価を適用  
（平成30年3月13日以前の公告のうち、平成30年3月1日以降に契約を締  
結する案件については特例措置により対応）
  - ・平成30年3月14日以降に公告する案件は新労務単価を適用

※単価適用年月 30.03.01 以降は新労務単価を適用

#### ○問合せ先

大阪府 都市整備部 事業管理室  
技術管理課 技術情報グループ  
電話(直通)06-6944-9272